

「ヨコハマ生活応援クーポン」給付申込書

横浜市長あて

① 私 氏名 ㊟ (自署または記名押印) は同意事項に同意の上、以下の通り横浜市食料品等

価格高騰対応給付（ヨコハマ生活応援クーポン）を申込みます。

申込者氏名		申込日 令和8年 月 日	
フリガナ		生年月日 年 月 日	
〒 現住所		連絡先	
		- -	
申込内容 (どちらか希望する方に○をしてください)			
案内ハガキの送付 (電子クーポンの受取) ・ 商品券の送付			

申込書の提出期限は【7月31日(金)】必着です。

※ 電子クーポンを希望される方には、必要な書類が確認できた後、電子クーポンを取得できる二次元コードを記載した「案内ハガキ」を発送します。お手元に届くまでに日数(概ね30日程度)を要するため、お申込の時期によっては、商品券に変更させていただく場合があります。

※ 商品券を希望される方には、必要な書類が確認できた後、順次商品券を発送します。

② 代理申込(受給)を行う場合(代理人が申込かつ受給する場合に限りご記入ください。)

私 氏名 ㊟ は、下記の者を代理人と認め、申込・受給を委任します。

代理人	代理人氏名	代理人生年月日	代理人住所	
	フリガナ	①明治、②大正、③昭和、④平成	〒	-
		年 月 日	電話番号	- - (携帯電話等、日中に連絡がとれる番号)

○本人確認書類について

運転免許証、マイナンバーカードのオモテ面(マイナンバー通知カードは不可)、パスポート等のコピーを添付してください。

※ 代理申込の場合は、申込者と代理人両方の本人確認書類のコピー(法定代理の場合は、代理関係が確認できる書類のコピー(発行から3か月以内)と代理人の本人確認書類のコピー)が必要です。

同意事項

- 支給対象者が本同意事項の適用にご同意いただける場合に限り、横浜市食料品等価格高騰対応給付（以下「ヨコハマ生活応援クーポン」という）を受けられます。
- 横浜市は、「ヨコハマ生活応援クーポン」の支給要件の該当性等を審査等するため、他の行政機関等に必要な資料の提供を求めることがあること。
- 横浜市は、支給対象者に給付に必要な関係書類の提出を求めることがあること。
- 横浜市及び委託先企業の故意又は過失のない場合、本事業に関連して対象者、その他第三者に発生した損害等について、責任を負わないこと。
- 「ヨコハマ生活応援クーポン」を受給する権利は、支給対象者本人のみ有効であり、譲り渡し、又は担保に供さないこと。
- 電子クーポン及び商品券の内容は、予告なく変更になる場合があること。
- 電子クーポン及び商品券について、申込後に申込内容を変更しないこと。
- 支給対象者は、令和8年7月31日までに、「ヨコハマ生活応援クーポン」の申込をする必要があること。
- 電子クーポン及び商品券の利用等について、横浜市及び委託先企業は責任を負わないこと。
- 横浜市が商品券の発送をしたにも関わらず、返戻等により令和8年8月31日までに支給対象者が受け取ることができなかった場合、「ヨコハマ生活応援クーポン」は支給されないこと。
- 横浜市での商品券の受領確認後は、いかなる理由によっても商品券の再送付は行わないこと。
- 「ヨコハマ生活応援クーポン」の支給後、虚偽・不正その他、本給付の趣旨に反する受給が判明した場合、横浜市に対して1給付あたり金5,000円を賠償すること。
- 横浜市は不正行為について、訴訟提起その他の法的手段を講じることがあること。
- 令和8年8月14日までに支給対象者が提出した申込書の不備が解消されない場合、「ヨコハマ生活応援クーポン」は支給されないこと。
- 支給対象者が案内通知の送付（電子クーポンの受取）を希望する場合、横浜市の処理期間（30日間程度）を考慮して申込書の提出を行い、案内通知からの申込を令和8年7月31日までに行わなければ、電子クーポンは支給がされないこと。また、申込日が横浜市の処理期間を考慮されていない場合、横浜市は案内通知の送付（電子クーポンの受取）に代えて商品券の送付による給付を行うことがあること。
- 申込書に基づいて、横浜市が案内通知の送付を行ったにも関わらず、返戻等により令和8年7月31日までに支給対象者が受け取ることができなかった場合、「ヨコハマ生活応援クーポン」は支給されないこと。